

佐護川水系河川整備基本方針

平成13年9月

長 崎 県

佐護川水系河川整備基本方針

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
（ 1 ） 佐護川流域の概要	1
（ 2 ） 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに 河川環境の整備と保全に関する事項	3
3) 河川の維持管理に関する事項	4
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	5
（ 1 ） 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 ..	5
（ 2 ） 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
（ 3 ） 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に 関する事項	6
（ 4 ） 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に 関する事項	6

< 参考図 >

佐護川水系流域概要図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 佐護川流域の概要

佐護川は、対馬上島西岸部の上 県 町 北部に位置し、その源を上県町中部の御嶽（標高 457.8m）に発して、ほぼ西に向かって山間部を貫流し、平地部に達した後左支川中山川を合流して、古くから開けた水田地帯を北西に流下して佐護湾に注ぐ、幹川流路延長約 7.3km、流域面積約 50.5km² の二級河川で、仁田川に次いで対馬第 2 位の流域面積を持つ河川です。

流域の気候は、日本海型気候に属し、大陸からの冷たい季節風のため九州本土に比べ 1～2 低く年平均気温は約 15 度です。年間降水量は 2,000mm 程度で、5～9 月の梅雨期と台風シーズンに雨が多いが台風が直撃することは少なく、梅雨期間の豪雨によって災害が多く発生しています。

佐護川流域が存在する佐護地区の地形は、峻険な深い山で三方を囲まれ山地部の急斜面地帯を経て、その裾野に沖積層の平地部が広がっています。

流域内の土地利用は、その大部分が山地によって占められおり下流地域の沿川の平地部には集落や水田地帯が広がり、対馬島内有数の穀倉地帯となっています。

流域内の人口は、昭和 30 年以降減少傾向で推移し現在の流域内人口は約 1,000 人でそのほとんどが下流域に集中しています。

流域内の産業は、第一次産業が基幹産業となっており、農業従事者数は上県町農業従事者人口の約 35% を占めています。

佐護川の治水・利水・自然環境及び河川利用状況の概要は以下に示すとおりです。

治水の概要

佐護川は、河積が小さいため過去幾度となく洪水氾濫を起こしており、昭和 42 年 7 月の集中豪雨では家屋の浸水や田畑の冠水等の甚大な被害を受けています。その後、周辺農地の圃場整備事業とともに河川整備が行われてきましたが、近年においても昭和 58 年 7 月、昭和 60 年 6～7 月、平成 8 年 6 月、平成 10 年 8 月等の豪雨のたびに家屋の浸水や田畑の冠水等の被害を受けています。特に中流沿川の集落の住民は豪雨のたびに不安な生活を余儀なくされています。

このように洪水被害が相次いだことから、抜本的な治水対策が必要となっています。

利水の概要

佐護川の河川水は、周辺の田畑約 68ha に対してかんがい用水として供給されており、近年の渇水時においても農業用水取水に大きな支障をきたすような渇水被害は発生していません。

自然環境および河川利用状況

佐護川の上流域は、山林で占められており、モミーシキミ群集やアカガシーミヤマシキミ群集などが分布しています。この中で御嶽一帯は御嶽鳥獣保護区および同特別保護地区に指定され、オジロワシなどが生息しており、保護区の一部は御嶽鳥類繁殖地として国指定天然記念物に指定されています。

中流から下流にかけては水田地帯で、ナベヅル、マナヅル、ヤツガシラ、ヤマショウビンなどの渡鳥が飛来して羽根を休める中継地として有名です。中・下流の河道内はブロック積護岸となっているところが多いため河岸部の植生は多くありませんが、中流ではヤナギタデ、ヨモギなどが分布し感潮区間上流端付近にはクサヨシの群生が見られます。魚類は、中流域を中心にアユ、ウグイ、タカハヤ、ギンブナなどが生息しているほか、下流部の感潮区間でボラ、チチブなどが確認されています。

また、対馬島内には絶滅危惧 A 類に選定されているツシマヤマネコが生息しており、佐護川流域においても、その生息・分布が確認されています。

河川の利用については、佐護川の護岸が急勾配で水辺に近づきにくい状況にあるため、水辺での利用はあまりみられないものの、河口部の湊大橋下流で水遊びや釣りに、また川沿いの散策や通学などに利用されています。佐護川の河川水の利用としては、周辺の田畑の農業用水として利用されています。

佐護川の水質は、公共用水域水質測定により井口大橋地点(河口から約 2,200m)で水質測定が行われ、水質環境基準は A 類型(2 mg/ℓ以下)に指定されています。同地点における平成 2 年～平成 11 年の BOD75%値の平均値は 1.2 mg/ℓ程度で水質は良好であるといえます。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

長崎県では、長期総合計画の中で「地域を支え合う安全・安心な社会づくり」、「自然環境と人々が共生する社会づくり」を政策に掲げ、安全で快適な生活環境づくりをめざしています。

佐護川の整備においても、これらの基本理念に基づき、関連地域の社会、経済の発展に係わる諸計画（上県町の基本構想等）との調整を図りながら、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていきます。

またその際、地域へ種々の河川情報を提供するとともに、河川に対する要望の集約、河川の整備・保全に係る取り組みの促進・支援を行い、地域住民と連携した川づくりを行っていきます。

1) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

佐護川は、想定氾濫区域内の状況等を考慮したうえで、概ね30年に1度程度の確率の降雨で発生する規模の洪水を安全に流下させることのできる整備をめざします。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水等に対しては、警戒避難及び情報連絡体制の整備等のソフト対策を総合的に実施します。さらに、災害に強い地域づくりのため、土地利用計画との調整を行うなど、流域と一体となった取り組みを推進します。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用に関しては、地域住民や上県町等の関係機関との緊密な連携のもとに、合理的な水利用の促進等適正な水利用を図ることにより、流水の正常な機能の維持に努めます。

また、河川環境の整備と保全に関しては、タカハヤやヤナギタデなどの動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、地域住民の貴重な憩いの場としての利用等を踏まえた、良好な河川空間の整備を図ります。

3) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行います。

特に、当河川は農業用水や水遊び、釣り等に利用されているため、河川環境に配慮した維持管理を行います。

2. 河川整備に関する基本的事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水流量は、概ね 30 年に 1 度程度の確率の降雨で発生する規模の洪水とし、そのピーク流量は、基準地点井口大橋において $720\text{m}^3/\text{s}$ と設定し、これを河道に配分します。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
佐護川	井口大橋	720	-	720

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

佐護川における計画高水流量は、基準地点井口大橋において $720\text{m}^3/\text{s}$ とします。



佐護川計画流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとします。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅一覧表

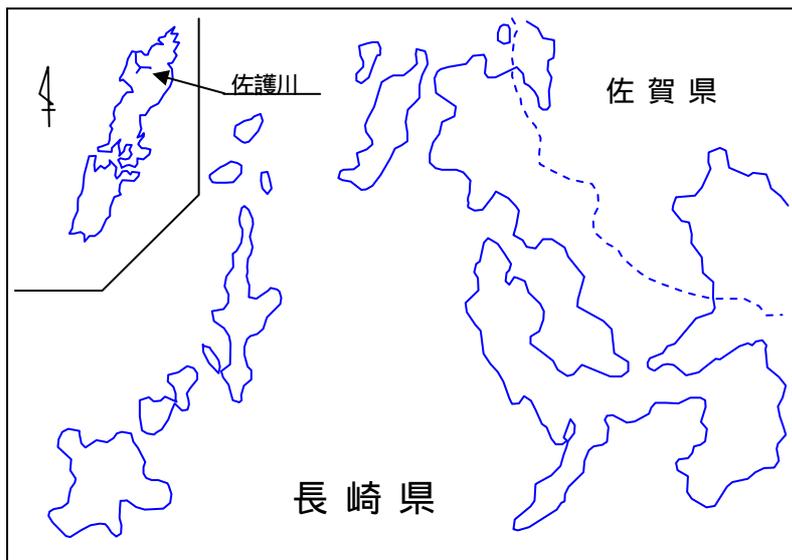
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P. m)	川幅 (m)	摘要
佐護川	井口大橋	2.20	+ 5.47	60	基準地点

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

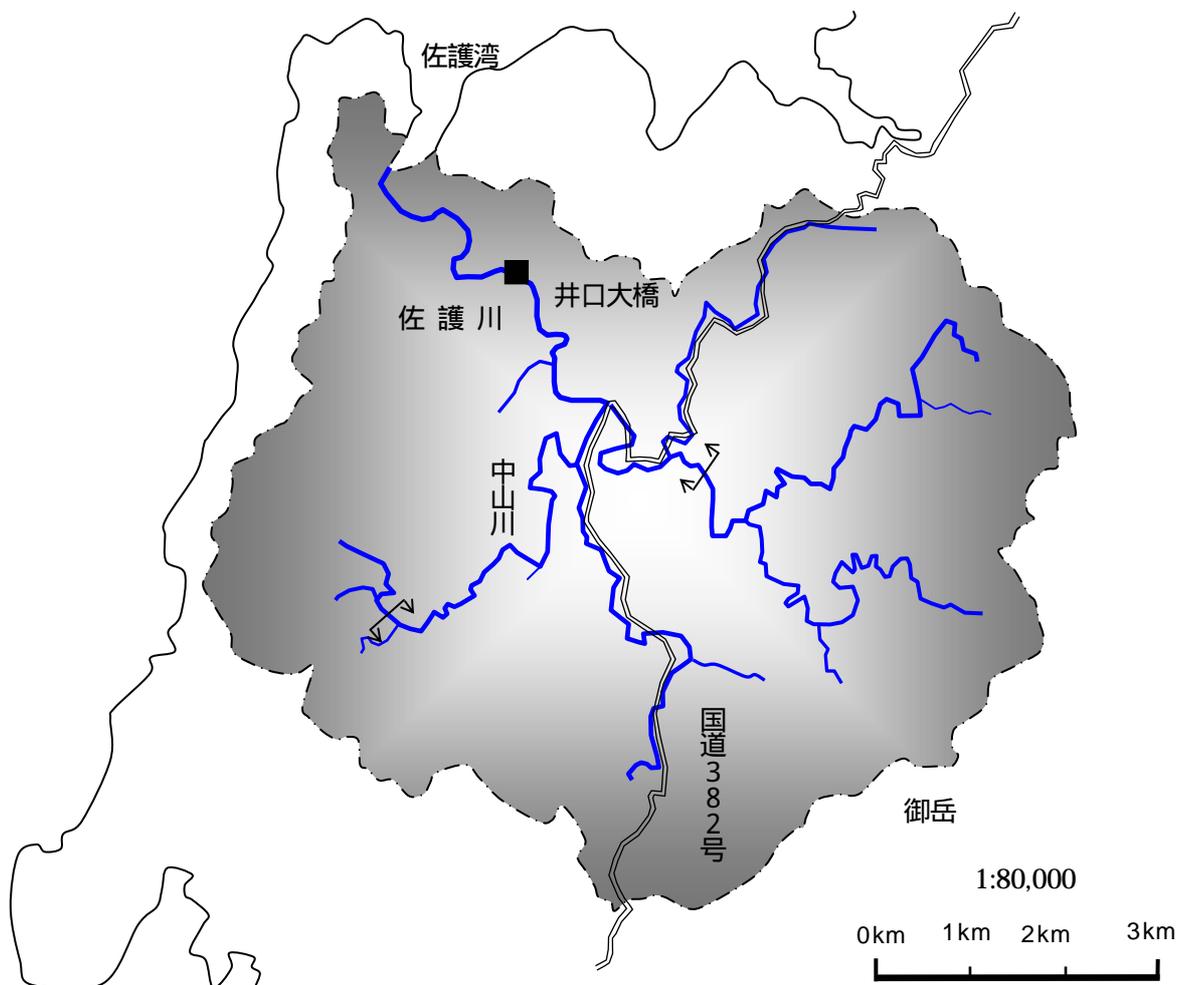
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

佐護川における水利用としては、農業用水として約68haの水田に対する慣行水利があります。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後、流量データの蓄積、水利用の実態把握等に関する調査検討を行います。



凡例	
	基準地点
	流域界
	二級河川区間



佐護川水系流域概要図